

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

○被災市街地における建築制限の区域の指定

（建築宅地課）

ページ

告 示

○宮城県告示第四百九十七号

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成二十三年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項の規定により、被災市街地における建築制限の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部建築宅地課において閲覧に供する。

平成二十三年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建築制限の区域

市町名	地区	区 域
山元町		山寺字北坪路、山寺字西頭無、山寺字東坪路及び山寺字谷地の全部並びに浅生原字館新田、山寺字大平、山寺字頭無、山寺字雁小屋、山寺字雁田、山寺字北頭無、山寺字北泥沼、山寺字小平、山寺字小谷地、山寺字桜木、山寺字下花、山寺字新田、山寺字高地、山寺字泥沼、山寺字西牛橋、山寺字平沼、山寺字町下及び山寺字道下の一部

二 建築制限の内容

三 建築制限の期間

平成二十三年七月一日から同年九月十一日までの間

- 一の区域内においては、建築物（次に掲げるものを除く。）の建築を禁止する。
停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- その他一の区域内の市又は町の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事が認める建築物